

～地域で共に助け合う～

避難行動要支援者支援制度 のお知らせ

災害対策基本法の一部改正に伴い、平成29年4月に制度名が「新潟市災害時要援護者支援制度」から「新潟市避難行動要支援者支援制度」に変更になりました。

災害が起きたときに
避難の支援が必要な方の
名簿を作成しています



新潟市防災マスコットキャラクター
ジージョ キョージョ



この制度は、地域の助け合いの精神による活動です。
この制度への手続きをしたからといって、
必ず支援が行われるわけではない事をご理解ください。
災害時にはご自身で自分の命を守る努力が大切です。



新潟市

1 この制度の趣旨

災害時の被害を少しでも少なくするため、新潟市が心身の状態などにより災害時に自ら避難することが困難で、避難のために支援が必要な方の情報を掲載した名簿を作成し、平常時から自治会、町内会、自主防災組織の地域の支援者や消防機関、警察署などに提供しておき、災害が起きたときのために、地域での助け合いや公的機関の救援、救助のために役立てるものです。

2 名簿への登載にあたって（※必ずお読みください）

【1 個人情報外部提供の同意】

あなたの個人情報を地域などの支援者に提供することになります。個人情報の提供にあたっては、あなたの同意が必要になります。

【2 災害時の避難支援について】

災害が起きたら、消防、警察などの公的機関は人命救助に全力を尽くしますが、災害規模が大きくなれば限界があります。

また、地域の方には、災害時の避難支援を法的に義務づけられたものではなく、あくまでも地域での助け合いの精神による活動です。（支援する方も被災します。）

したがって、この名簿に登載されたからといって、必ず支援が行われるわけではないことをご理解ください。

【3 自らの命を守る努力】

自ら避難することが困難な方も、できる限り自分の命を守るための努力が大切です。

そのためにも、日頃から地域とのコミュニケーションを深めたり、食料や水、お薬など避難先で必要となるものを準備するなど災害への備えをお願いします。



災害時に自らで避難できない方を皆で助け合う制度です。地域での支援も限られています。この趣旨をご理解いただき、手続きをするかどうかご検討ください。

3 対象となる方

災害時に自ら避難することが困難で、避難のために何らかの支援を希望する在宅の方のうち、次の方が対象となります。

- 高齢者（75歳以上のみの世帯の方）
- 要介護認定3以上
- 身体障害者手帳1、2級
- 療育手帳A
- その他、自ら避難することが困難で、避難の支援を希望する方



4 提供する個人情報

- 氏名
- 生年月日
- 性別
- 住所
- 電話番号、その他の連絡先（緊急連絡先含む）



5 名簿の提供先

- 自治会、町内会、自主防災組織の地域の支援者
- 消防などの市役所関係部署
- 警察署
- 民生委員（地域での制度説明などのために提供）



名簿の提供を受けた者は、その情報を適正に管理し、支援者以外の外部に漏れないよう法律で秘密保持義務が課せられています。

6 手続き方法

- 高齢者（75歳以上のみの世帯の方）
- 要介護認定3以上
- 身体障害者手帳1、2級
- 療育手帳A



同意書（様式2号）を提出

- その他、自ら避難することが困難で避難の支援を希望する方



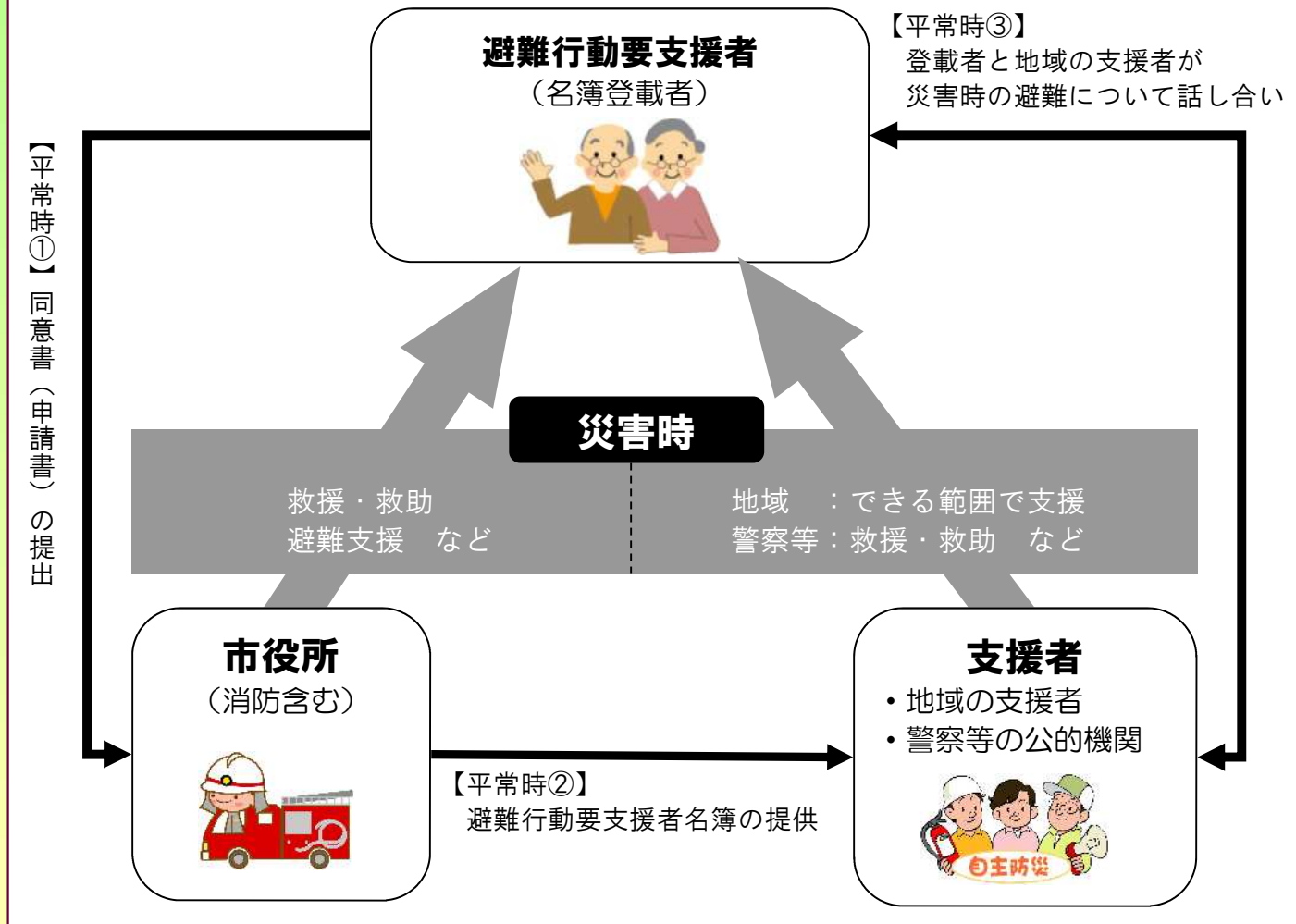
申請書（様式1号）を提出

※ 申請書は同意書を兼ねることができます。

7 手続き後について

- 6月または12月頃に区役所健康福祉課から登載内容の確認書が送られます。
- 支援者への名簿提供も6月頃と12月頃になります。
（地域の方との関係づくりを積極的に行ってください。）
- あなたの支援方法などを相談するため、地域の支援者が訪問することがあります。
- **福祉施設に入所された（住民票を異動した）場合は、自動的にこの名簿から抹消されま**
す。施設を退所後に、再度名簿への登載を希望する場合は、改めて手続きが必要になります。

8 この制度の仕組み



この制度のお問い合わせは、お近くの区役所健康福祉課まで

北区役所	〒950-3393 北区東栄町1-1-14	電話 025-387-1315 FAX 025-387-1020
東区役所	〒950-8709 東区下木戸1-4-1	電話 025-250-2380 FAX 025-273-0177
中央区役所	〒951-8553 中央区西堀通6番町866	電話 025-223-7252 FAX 025-223-7151
江南区役所	〒950-0195 江南区泉町3-4-5	電話 025-382-4346 FAX 025-381-1203
秋葉区役所	〒956-8601 秋葉区程島2009	電話 0250-25-5665 FAX 0250-22-8250
南区役所	〒950-1292 南区白根1235	電話 025-372-6303 FAX 025-372-4033
西区役所	〒950-2097 西区寺尾東3-14-41	電話 025-264-7315 FAX 025-269-1670
西蒲区役所	〒953-8666 西蒲区巻甲2690-1	電話 0256-72-8345 FAX 0256-72-3133